

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

| | |
|-----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 生涯学習課 |
| 適用日 (掲載日) | 平成 27 年 6 月 11 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|----------|-------------------|
| 不利益処分の名称 | 使用料の徴収 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 美郷町特定地区公園条例第 10 条 |

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

| | |
|---------|--|
| 基 準 規 定 | 美郷町特定地区公園条例第 10 条、別表第 4、別表第 5、別表第 6 美郷町南運動公園管理規則第 6 条の 2 |
| 処 分 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町特定地区公園条例 (使用料の納付及び減免) 第 10 条 第 6 条第 1 項各号及び前条の許可を受けた者は、別表第 4、別表第 5 及び別表第 6 に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は減免することができる。 (1) 公用又は公共の用に供するとき。 (2) その他町長が減免を適当と認めたとき。 別表第 4 ~ 別表第 6 略</p> <p>○美郷町南運動公園管理規則 (使用料の納付時期) 第 6 条の 2 条例第 10 条に規定する使用料の納付時期は、使用の許可を受けたときとする。</p> |
| 参 考 資 料 | |
| 聴聞・弁明手続 | 適用除外 |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |